

随意契約結果表

担当課名	まちのブランド観光課
案件名	千丈寺湖畔情報発信業務委託
案件の概要	大阪・関西万博を契機に、国内外から千丈寺湖畔に誘客を促進するにあたり、千丈寺湖畔周辺で開催されるイベントやオススメスポット、体験プログラムを千丈寺湖の魅力として、市内外にインスタグラム等SNS及びチラシ等で発信し、観光地としての千丈寺湖の認知度を向上する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和7年4月1日
契約の相手方	一般社団法人三田市観光協会
契約金額	4,993,000円
契約期間	令和8年3月31日まで
随意契約とした理由	<p>本業務は、大阪・関西万博を契機に、SNSなどのツールを活用し、国内外から千丈寺湖畔への誘客を促進し、観光地としての千丈寺湖畔をPRするものである。</p> <p>業務の実施にあたっては、三田市全体の観光コンテンツの1つとして、千丈寺湖畔をPRしていく必要があり、三田市全体の観光プロモーションを担っているのは、一般社団法人三田市観光協会のほかにはなく、また、市内の観光に精通している同団体に委託することで、市内外への効果的かつ効率的な情報発信が期待できる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定により、一般社団法人三田市観光協会と単独随意契約しようとするものである。</p>
随意契約とした法的根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 （その性質または目的が競争入札に適しないもの）